

第 1 設問 1 この問題は会社 339 条 2 項の問題

1 まず、D の立場において考えられる法律構成としては、会社法（以下、省略）429 条 1 項に基づく A らの D に対する損害賠償責任を追及することが考えられる。また、損害については D が取締役を解任されなかった場合に得られた報酬の額であると主張することが考えられる。以下、それらの主張の可否を検討する。

2（1）A らは甲社の取締役であるため「役員等」にあたる。

（2）「その職務を行うについて悪意又は重大な過失があったとき」とは任務懈怠があったこと及びそれに対して悪意又は重過失であったことをさす。

A らには取締役として、適切かつ公平な会社の運営をする義務があるといえる。本件では、甲社は非公開会社であることから閉鎖的な会社である。また、乙社出身者の取締役については定款変更の前後を問わずに、通例から 4 年で退任するのが慣例になっていたにもかかわらず、乙社出身者の取締役であるかにかかわらず、信任を得る機会を多くし、取締役の業務に緊張感を持たせたいとの理由で取締役の任期を 1 年に短縮することは、甲社が閉鎖的な会社であり、甲社の株式の 8 割が A 及びその親族である B と C が保有していることを踏まえると合理的な理由があるとはいえない。加えて、A らは東北地方にも新規店舗を設けて甲社の事業の拡大を図ろうとしてい

たのに対して、Dは、丙株式会社との競争に伴う値下げによって2年連続営業損失を計上しているとの理由に事業の拡大に反対しており、Aらとの間で意見が対立していた。

これらのことから、Aらは、Dを甲社から追い出しだすために取締役についての定款変更を提案し、Dは甲社の取締役の地位を失ったことは実質的な解任であるといえる。そして、AらがDとの意見の対立によって、実質的にDを取締役から解任したことには合理的な理由がなく、公平かつ適切な会社運営をする義務を怠っていたといえる。

また、そのことに対してAらは悪意又は重過失であったといえる。

(3) では、甲社の取締役であったDは「第三者」にあたるのか。

「第三者」とは、役員等以外の者を指し、役員等であった者は含まないと解する。

本件では、Dは取締役の任期を満了しており、現在は甲社の取締役ではない。したがって、Dは「第三者」に当たる。

(4) 「損害」とは、役員等の任務懈怠によって生じた損害を指し、この損害には、任務懈怠がなければ得られた利益も含むと解する。

本件では、Aらの任務懈怠により、Dが実質的な解任をされなければ、もう1年、甲社の取締役としての報酬を得ることができた。そのため、Dは甲社から役員報酬として月40万円の支払いを受けていたことから、480万円の損害はAらの任務懈怠によって生じたといえる。

3 よって、Dの主張は適当である。

第 2 設問 2

1 J の立場において考えられる主張としては、① 423 条 1 項に基づく損害賠償責任を追及すること及び② 429 条 1 項に基づく損害賠償責任を追及することを主張することが考えられる。以下、それらの主張の可否を考える

2 ①について

(1) まず、G は戊社の代表取締役であるため、「役員等」にあたる。

(2) ア「任務を怠った」とは善管注意義務違反または法令違反を指す。本件では、乙戊間で本件事業譲渡契約が締結されており、会社やその事業の買収を行う場合には、デュー・ディリジェンスを行う義務がある。しかし、戊社は、本件事業譲渡の際に、乙社の日用品製造販売業についてデュー・ディリジェンスを実施しなかった。したがって、G はそれを行う義務を怠っていたといえる。

イ もっとも、G はデュー・ディリジェンスを省略して交渉に当たるのもやむを得ないと経営判断したことから、デュー・ディリジェンスを怠ったからといって、善管注意義務違反があったとはいえないのではないか。

この点、広い範囲で善管注意義務違反を認めてしまうと、取締役の経営判断に対して萎縮させる効果をもたらしてしまう、健全な会社運営を阻害してしまうおそれがある。そこで、取締役の経営判断における判断過程と内容が著しく不合理ではないかで判断するべきであると解する。

本件では、甲社は戊社の総株主の議決権の 60 パーセントを有す

る親会社であり、甲社に生じる不利益は戊社にも及ぶ関係にあるといえる。また、乙社の日用品製造販売事業が立ち行かなくなると、甲社の主力商品の1つが欠けることになり、売上総利益の50パーセントを甲社との取引によるものとする戊社にとっては大きな不利益が生じるおそれがあったといえる。また、乙社の取締役FはGに対して、「1か月程度で交渉がまとまらないのであれば別の譲渡先を探すか、最悪の場合には乙社の法的整理を検討するするつもりである。」と述べていた。このことから、Gは調査に時間を要するデュー・ディリジェンスを省略し、交渉せざるを得なかったといえる。

したがって、Gの経営判断において、内容と判断過程には著しい不合理な点はなかったといえる。

よって、Gは「任務を怠った」とはいえない。

(3) 以上より、①の主張は認められない。

2 ②について

(1) まず、Gが戊社の代表取締役であるから、「役員等」に当たる。

(2) もっとも、上記の通り、Gは「職務を行うについて悪意又は重大な過失があった」とはいえない。

(3) また、株主Jに生じる「損害」は、間接損害である。

株主は会社の中では、劣後的な地位であり、また、取締役が二重の責任を負う危険性があることを踏まえると、株主の生じる損害が間接損害の場合には、その損害は認めるのは妥当ではないと解する。

したがって、株主Jの「損害」は認められない。

(4) 以上より、②の主張は認められない。

第 3 設問 3

1 丁銀行は、戊社に対して、22 条 1 項類推適用によって、乙社の残債務の弁済を請求することができるか。

2 (1) まず、「事業の譲渡」とは、物理的有機的一体となった事業であり、譲渡会社が譲受会社に事業を承継させ、譲受会社が競業取引避止義務を負うものであると解する。

本件では、乙社の日用品製造販売事業は、日用品の企画、製造及び販売の業務を行っていることから、物理的有機的一体となった事業であるといえる。また、譲渡会社である乙社が譲受会社である戊社に対して当該事業を承継させており、当然に戊社は競業取引避止義務を負う。

したがって、「事業の譲渡」があったといえる。

(2) 次に、登録商標 P は「商号」ではないが、22 条 1 項を類推適用することができないか。

この点、22 条 1 項の趣旨は、商号の存在を信じた者の信頼を保護する点にある。したがって、登録商標についても、それを信頼した者を保護する点では、商号と異なる点はないため、22 条 1 項の類推適用を認めることができると解する。

もっとも、「商号」を「引き続き使用」していたといえるのか。

本件では、戊社が経営するスーパーマーケットの店舗内やウェブサイトにて登録商標 P が掲載されており、戊社が扱っている登録商標 P が使用された日用品のうち 6 割程度は、従来、乙社が登録商標 P を使用して販売していたものと同じ商品であった。

したがって、「商号」を「引き続き使用」していたといえる。

(3) 以上より、丁銀行は、戊社に対して乙社の残債務の弁済を請求することができる。

以上